中医協　総－１
８．１１．１１

医療機器の保険適用について（令和８年12月１日収載予定）

区分Ｃ１（新機能）

	販売名	企業名	保険償還価格	算定方式	補正加算等	外国平均価格との比	頁数
①	ヴァーテ	株式会社メニコン	１ｇ当たり 14,600 円	類似機能区分比較方式	―	―	２

区分Ｃ２（新機能・新技術）

	販売名	企業名	保険償還価格	算定方式	補正加算等	外国平均価格との比	頁数
①	エドワーズ　サピエン3(エドワーズ　サピエン３ Ultra RESILIA システム)	エドワーズライフサイエンス合同会社	4,730,000 円 (令和 10 年５月 31 日まで) 4,940,000 円	類似機能区分比較方式	―	0.88 0.92	7
②	ベレッツァ　チタン	株式会社ニッシン	4,035 円	原価計算方式	―	―	12

医療機器に係る保険適用決定区分及び価格（案）

販売名　　ヴァーテ
保険適用希望企業　株式会社メニコン

販売名	決定区分	主な使用目的
ヴァーテ	Ｃ１（新機能）	本品は、自家骨と混合して骨欠損部に埋植することにより、骨再生を補助するものである。本品自体に直接荷重がかからない用途及びインプラントの初期固定性に関与しない用途に使用する。

○　保険償還価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比	費用対効果評価への該当性
ヴァーテ	１ｇ当たり 14,600 円	078 人工骨 (1)汎用型 ②吸収型 イ 多孔体 ii 蛋白質配合型 1 mL 当たり 14,600 円	―	なし

○　関連技術料

Ｋ０４３	骨掻爬術	3,590 点～12,270 点
Ｋ０４６	骨折観血的手術	11,370 点～21,630 点
Ｋ０５２	骨腫瘍切除術	4,340 点～17,410 点
Ｋ０５３	骨悪性腫瘍手術	25,310 点～36,600 点
Ｋ０５６	偽関節手術	15,570 点～30,310 点
Ｋ０５６－２	難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）	48,820 点
Ｋ０５７	変形治癒骨折矯正手術	15,770 点～34,400 点
Ｋ０５９	骨移植術（軟骨移植術を含む）	14,030 点～39,720 点
Ｋ１１６	脊椎、骨盤骨掻爬術	17,170 点
Ｋ１１８	脊椎、骨盤脱臼観血的手術	31,030 点
Ｋ１１９	仙腸関節脱臼観血的手術	24,320 点
Ｋ１２４	腸骨翼骨折観血的手術	15,760 点
Ｋ１２４－２	寛骨臼骨折観血的手術	58,840 点
Ｋ１２５	骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く）	32,110 点
Ｋ１３５	脊椎、骨盤腫瘍切除術	36,620 点

Ｋ１３６	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	101,330 点
Ｋ１３６－２	腫瘍脊椎骨全摘術	113,830 点
Ｋ１３９	脊椎骨切り術	60,330 点
Ｋ１４２	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む）	13,310 点～74,580 点
Ｋ１４２－２	脊椎側彎症手術	20,540 点～112,260 点
Ｋ１４２－３	内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）	101,910 点
Ｋ１４２－６	歯突起骨折骨接合術	23,750 点
Ｋ１４２－７	腰椎分離部修復術	28,210 点
Ｋ１４３	仙腸関節固定術	29,190 点

○　推定適用患者数（ピーク時）

予測年度：10 年度

推定適用患者数：759,597 人

○　本医療機器の市場規模予測（ピーク時）

予測年度：10 年度

本医療機器使用患者数：75,960 人

予測販売金額：132 億円

○　費用対効果評価への該当性

該当しない(ピーク時の市場規模予測が 100 億円以上であるが、有用性系加算が未算定)

○　定義案

「078 人工骨」の定義を下線部のとおり、追加・変更する。

（１）～（２）　略

（３）機能区分の定義

①～⑥　略

⑦　汎用型・吸収型（多孔体・ペプチド配合型）

次のアからエまでに該当すること。

ア　全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。

イ　ゲル状の形状を有するものであること。

ウ　体内でほとんど吸収されて骨に置換されるものであること。

エ　ペプチドが配合されていること。

⑧～⑳　略

○　留意事項案

変更なし。

［参考］：企業提出資料を基に作成

○　企業希望価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比
ヴァーテ	25,600 円/g	078 人工骨（1）汎用型　②吸収型 イ 多孔体 ii 蛋白質配合型　1 mL 当たり 14,600 円 画期性加算 50%	―

○　有用性系加算

有用性加算

イ　臨床上有用な新規の機序を有する医療機器であること。

a　効果発現のための医療材料の作用機序が類似材料と大きく異なる

ロ　類似機能区分に属する既収載品に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること

ロ-1 a　臨床上重要な有効性指標において類似材料に比した高い有効性や確実性が示される

ロ-2 b　重篤な副作用の発現状況など、臨床上重要な安全性指標において類似材料に比した高い安全性が示される

ハ　当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること

c　既存の治療方法に比べて効果の発現が著しく速い若しくは効果の持続が著しく長い、又は使用に際して患者の利便性や負担軽減（時間短縮等）が著しく高い

イ～ハの要件全てを満たすため、画期性加算（適用率 A＝50%、補正加算率 α＝0.750）を希望する。

○　企業が希望する関連技術料

Ｋ０４３	骨掻爬術	3,590 点～12,270 点
Ｋ０４６	骨折観血的手術	11,370 点～21,630 点
Ｋ０５２	骨腫瘍切除術	4,340 点～17,410 点
Ｋ０５３	骨悪性腫瘍手術	25,310 点～36,600 点
Ｋ０５６	偽関節手術	15,570 点～30,310 点
Ｋ０５６－２	難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）	48,820 点
Ｋ０５７	変形治癒骨折矯正手術	15,770 点～34,400 点
Ｋ０５９	骨移植術（軟骨移植術を含む）	14,030 点～39,720 点
Ｋ１１６	脊椎、骨盤骨掻爬術	17,170 点
Ｋ１１８	脊椎、骨盤脱臼観血的手術	31,030 点
Ｋ１１９	仙腸関節脱臼観血的手術	24,320 点
Ｋ１２４	腸骨翼骨折観血的手術	15,760 点
Ｋ１２４－２	寛骨臼骨折観血的手術	58,840 点
Ｋ１２５	骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く）	32,110 点
Ｋ１３５	脊椎、骨盤腫瘍切除術	36,620 点
Ｋ１３６	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	101,330 点

Ｋ１３６－２	腫瘍脊椎骨全摘術	113,830 点
Ｋ１３９	脊椎骨切り術	60,330 点
Ｋ１４２	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む）	13,310 点～74,580 点
Ｋ１４２－２	脊椎側彎症手術	20,540 点～112,260 点
Ｋ１４２－３	内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）	101,910 点
Ｋ１４２－６	歯突起骨折骨接合術	23,750 点
Ｋ１４２－７	腰椎分離部修復術	28,210 点
Ｋ１４３	仙腸関節固定術	29,190 点

○　推定適用患者数（ピーク時）

予測年度：10 年度

推定適用患者数：759,597 人

○　本医療機器の市場規模予測（ピーク時）

予測年度：10 年度

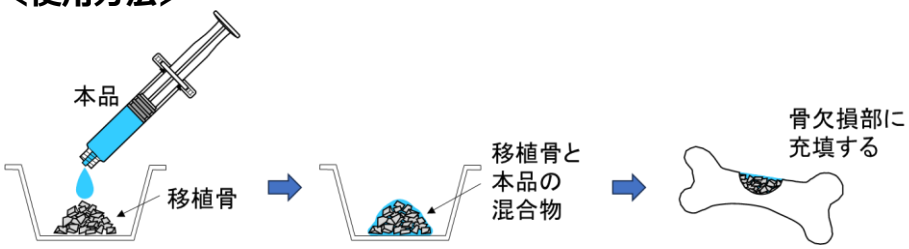
本医療機器使用患者数：75,960 人（1 人当たりの平均使用本数：2.38 本）

予測販売金額：231.4 億円

○　諸外国におけるリストプライス

海外での販売実績なし。

製品概要

1 販売名	ヴァーテ
2 希望企業	株式会社メニコン
3 使用目的	本品は、自家骨と混合して骨欠損部に埋植することにより、骨再生を補助するものである。本品自体に直接荷重がかからない用途及びインプラントの初期固定性に関与しない用途に使用する。
4 構造・原理	出典：企業提出資料 **製品特徴** • 本品は、自家骨と混合して骨欠損部に埋植することにより骨再生を補助することを目的として使用する、自己集合性ペプチドを主成分とするゲル状の吸収性骨再生用材料（人工骨）である。 • 移植骨と混合することで移植骨間の空隙を埋め、骨芽細胞の足場として機能することで骨再生を補助する。 • 骨移植において自家骨が不足する場合には人工骨が併用されている。本品は、既存の人工骨と同様、骨補填材の選択肢の１つとなる製品である。  **＜使用方法＞**  **臨床上の有用性** **＜後方腰椎椎体間固定術（PLIF）を実施する患者を対象とした国内非盲検単群多施設共同臨床試験＞** • 主要評価項目「術後12か月の骨癒合率」は95.12%（39/41例、95%信頼区間：83.47～99.40%）であり、95%信頼区間の下限値が自家骨と既存の人工骨を併用したヒストリカルコントロールの骨癒合率（65%）を上回り、統計学的な優越性が示された。 • 安全性については、本品との因果関係が否定できない事象は2件（処置後感染、治癒不良）のみで、いずれも転帰は軽快又は回復であった。また、発生率（4.76%）は既存品（製品により4.76%、41.3%）と同等以下であった。 ⇒ 本品が骨補填材として既存品と同等の有用性を有することが示された。

医療機器に係る保険適用決定区分及び価格（案）

販売名:エドワーズ　サピエン 3(エドワーズ　サピエン 3 Ultra RESILIA システム)
保険適用希望企業：エドワーズライフサイエンス合同会社

販売名	製品名	決定区分	主な使用目的
エドワーズ サピエン 3	エドワーズ サピエン 3 Ultra RESILIA システム	C2 (新技術)	本品は、経皮的心臓弁留置に用いるバルーン拡張型人工心臓弁（ウシ心のう膜弁）システムである。

○　保険償還価格

販売名	製品名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比	費用対効果評価への該当性
エドワーズ サピエン 3	エドワーズ サピエン 3 Ultra RESILIA システム	4,730,000 円	182 経カテーテル人工生体弁セット (1)バルーン拡張型人工生体弁セット ②特殊型 4,730,000 円	0.88	現在評価中
		4,940,000 円 (※)		0.92	

（※）令和 10 年５月 31 日までは、期限付改良加算による評価を上乗せした保険償還価格。

○　準用技術料
Ｋ５５５－２　経カテーテル弁置換術
２　経皮的大動脈弁置換術　39,060 点

○　推定適用患者数（ピーク時）
予測年度：10 年度
推定適用患者数：341,694 人

○　本医療機器の市場規模予測（ピーク時）
予測年度：10 年度
本医療機器使用患者数：15,896 人
予測販売金額：752 億円

○　費用対効果評価への該当性

現在評価中

○　定義案

変更なし

○　留意事項案

「182　経カテーテル人工生体弁セット」の留意事項を下線部のとおり、追加・変更する。

（1）経カテーテル人工生体弁セットは、下記のいずれかに該当する場合に限り算定できる。

ア～ウ　略

エ　外科的に留置した僧帽弁用生体弁の機能不全（狭窄、閉鎖不全又はその複合）による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合

（2）略

○　留意事項案

「Ｋ５５５－２　経カテーテル弁置換術」の留意事項を下線部のとおり、追加・変更する。

（1）～（2）略

（3）外科的に留置した僧帽弁用生体弁の機能不全（狭窄、閉鎖不全又はその複合）による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、特定保険医療材料182の経カテーテル人工生体弁セットによる治療が最善であると判断された患者に対して、関連学会の定める適正使用指針に従って、当該特定保険医療材料を用いて僧帽弁置換術を実施した場合は、本区分の「２」経皮的大動脈弁置換術の所定点数を準用して算定する。なお、以下のアからコまでをすべて満たす保険医療機関において、関連学会の定める適正使用指針を遵守して実施した場合に限り算定できることとする。

ア　循環器内科及び心臓血管外科を標榜している病院であること。

イ　次のいずれにも該当すること。

（イ）緊急開心・胸部大動脈手術の経験があること。

（ロ）冠動脈に関する血管内治療（PCI）を年間100例以上実施していること。

（ハ）経食道心エコー検査を年間200例以上実施していること。

（ニ）開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて年間100例以上実施していること。

（ホ）僧帽弁置換術又は僧帽弁形成術を合わせて年間25例以上実施していること。

（ヘ）経皮経静脈的僧帽弁交連切開術又は肺静脈隔離術等において実施する心房中隔穿刺手技（経カテーテル心房中隔欠損閉鎖術において実施する場合を除く。）を年間 20 例以上実施していること。
（ト）経心尖大動脈弁置換術又は経皮的大動脈弁置換術を合わせて年間 100 例以上実施していること。
ウ　５年以上の循環器内科の経験を有する常勤の医師が３名以上配置されており、かつ、５年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が３名以上配置されていること。
エ　５年以上の心血管インターベンション治療の経験を有する常勤の医師が１名以上配置されていること。なお、ウに掲げる医師と同一の者であっても差し支えない。
オ　関係学会より認定された施設であること。
カ　以下のいずれも満たす手術室を有していること。
（イ）設置型透視装置を備えていること。
（ロ）高性能フィルタを使用して空気浄化を行い、周辺諸室に対して適切な空気圧と気流の方向を維持していること。
（ハ）必要な設備及び装備を清潔下で使用できる十分なスペースがあること。
（ニ）速やかに開胸手術に移行可能であること。
キ　術中経食道心エコー検査、経皮的心肺補助装置及び緊急開心・胸部大動脈手術が実施可能であること。
ク　実際の手技に当たって、５年以上の循環器内科の経験を有する常勤の医師と５年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師がそれぞれ１名以上参加すること。
ケ　関係学会の策定する実施施設基準を遵守すること。
コ　当該手術を実施する患者について、関連学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っていること。

［参考］：企業提出資料を基に作成

○　企業希望価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比
エドワーズ　サピエン 3 Ultra RESILIA システム	4,730,000 円	182　経カテーテル人工生体弁セット　(1)バルーン拡張型人工生体弁セット　②特殊型 4,730,000 円	0.88
	4,940,000 円（※）		0.92

（※）令和 10 年５月 31 日までは、期限付改良加算による評価を上乗せした保険償還価格。

○　希望準用技術料

Ｋ５５５　弁置換術

１　１弁のもの　85,500 点

注　心臓弁再置換術加算　42,750 点

○　関連技術料

Ｋ５５５－２　経カテーテル弁置換術

○　推定適用患者数（ピーク時）

予測年度：10 年度

推定適用患者数：341,694 人

○　本医療機器の市場規模予測（ピーク時）

予測年度：10 年度

本医療機器使用患者数：15,896 人

予測販売金額：752 億円

製品概要

1 販売名	エドワーズ　サピエン3（エドワーズ　サピエン3 Ultra RESILIAシステム）
2 希望企業	エドワーズライフサイエンス合同会社
3 使用目的	本品は、経皮的心臓弁留置に用いるバルーン拡張型人工心臓弁（ウシ心のう膜弁）システムである。

4 構造・原理

製品特徴

出典：企業提出資料

- 本品は、令和５年３月に大動脈弁狭窄症に対する経カテーテル的大動脈弁置換術(TAVI）の適応で保険適用された人工生体弁（ウシ心のう膜弁）システムである。
- 令和８年４月の薬事の承認事項一部変更承認により、外科的僧帽弁用生体弁機能不全による症候性の患者のうち、外科的手術リスクが高く、本品による治療が当該患者にとって最適であると判断された患者への治療として適応が追加されたことに伴い、令和８年10月の保険医療材料等専門組織において、TAVIの技術料を準用して経皮的僧帽弁置換術の算定を可能とすることが認められた。
- 経カテーテル的心臓弁治療関連学会協議会により、本品に関する適正使用指針及び施設基準が作成されている。



臨床上の有用性

米国のレジストリーデータ（TVT Registry）を用いた評価

- 本品を用いて経カテーテル的僧帽弁再置換術を行った3,763例において、デバイス成功率は96.8%であった。
- 手技後30日時点でNYHA心機能分類が改善した患者の割合は、81.1%であった。
- 外科的僧帽弁再置換術に関する文献報告と比較すると、下表の通り、本品による経カテーテル的僧帽弁再置換術は外科的僧帽弁再置換術と同等以上の成績を示した。

	本品（TVT Registry）		外科的再手術（文献報告）
手技後30日の成績			
死亡	4.6%		3.3～11.1%
再手術	0.5%		14.7%
脳卒中	1.6%		2.8～3.6%
腎関連有害事象	1.6%（新規透析）		9.4%（腎不全）
永久ペースメーカ留置	1.6%		8.9%
手技後１年の成績			
死亡	14.7%		11.9～25.9%
僧帽弁平均圧較差	7.4mmHg		5.5mmHg
中等度以上の僧帽弁逆流	0.7%		4.2%
平均左室駆出率	53.9%		55.8%

医療機器に係る保険適用決定区分及び価格（案）

販売名　　ベレッツァ　チタン
保険適用希望企業　　株式会社　ニッシン

販売名	決定区分	主な使用目的
ベレッツァ　チタン	Ｃ２ （新機能・新技術）	歯科補綴物を製作するため、歯科用技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて、切削加工を行う、チタン製ブロックである。

○　保険償還価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比	費用対効果評価への該当性
ベレッツァ　チタン	4,035 円	原価計算方式	―	なし

○　準用技術料
　Ｍ０１０－２　チタン冠　　1,200 点

○　推定適用患者数（ピーク時）
　予測年度：初年度
　推定適用患者数：4,460,000 人

○　本医療機器の市場規模予測（ピーク時）
　予測年度：初年度
　本医療機器使用患者数：70,100 人
　予測販売金額：2.83 億円

○　費用対効果評価への該当性
　該当しない(ピーク時の市場規模予測が 50 億円未満)

○　定義案
「Ｖ　歯科診療報酬点数表の第２章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価

格」に下線部のとおり、追加する。

073　ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

(1)　薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科非鋳造用チタン合金」であること。

(2)　JIS H4650 第２種に適合するものであること。

(3)　大臼歯の全部金属冠による歯冠修復に用いるものであること。

(4)　台座と一体型のブロック形状であること。

(5)　１歯相当分の規格であり、複数歯分の製作ができないこと。

○　留意事項案

「４　歯冠修復及び欠損補綴の部に規定する特定保険医療材料の取扱い」に下線部のとおり、追加する。

073　ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠用材料

（１）　ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠用材料を、大臼歯の全部金属冠による歯冠修復に使用した場合に限り算定できる。

（２）　ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

○　留意事項案

「別表第二 歯科診療報酬点数表」

「第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴」

「Ｍ０１０－２　チタン冠」の留意事項を下線部のとおり、追加する。

（１）～（３）　（略）

（４）　ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠用材料を、互換性が制限されない歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置を用いて、切削加工して製作された歯冠修復物（大臼歯の単独冠に限る。以下、「ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠」という。）は、本区分の点数を準用して算定する。

（５）　ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠を装着する場合は、次により算定する。

イ　歯冠形成を行った場合は，１歯につき、生活歯は区分番号Ｍ００１に掲げる歯冠形成の「１のイ　金属冠」を、失活歯は区分番号Ｍ００１に掲げる歯冠形成の「２のイ　金属冠」を算定する。

ロ　印象採得を行った場合は、１個につき、区分番号Ｍ００３に掲げる印象採得の「１のロ　連合印象」を算定する。なお、区分番号Ｍ００３－４に掲げる光学印象を行った場合は、区分番号Ｍ０１５－２に掲げるＣＡＤ／ＣＡＭ冠の例により算定する。

ハ　咬合採得を行った場合は、１個につき、区分番号Ｍ００６に掲げる咬合採得の「１　歯冠修復の場合」を算定する。

ニ　装着した場合は、１個につき、区分番号Ｍ００５に掲げる装着の「１　歯冠修

復」を算定する。

（６）　製作に当たって、または製作後に(５)に掲げる項目以外について、必要に応じて実施した際は、（３）の取り扱いに加えて、各区分においてチタン冠に準じて算定する。

（７）　ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠を製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠」と記載すること。なお、記載に当たっては、「ＴｉＣ（ＣＡＤ)」と記載して差し支えない。

（８）　ＣＡＤ／ＣＡＭチタン冠に係る治療は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。

①　歯科補綴治療に係る専門の知識及び３年以上の経験を有する歯科医師が１名以上配置されていること。

②　保険医療機関内に歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。

③　保険医療機関内に歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。

［参考］：企業提出資料を基に作成

○　企業希望価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比
ベレッツァ　チタン	4,868 円	原価計算方式	―

○　企業が希望する準用技術料

Ｍ０１０－２　チタン冠（１歯につき）　1,200 点

○　推定適用患者数（ピーク時）

予測年度：初年度

推定適用患者数：4,460,000 人

○　本医療機器の市場規模予測（ピーク時）

予測年度：初年度

本医療機器使用患者数：70,100 人

予測販売金額：3.41 億円

○　諸外国におけるリストプライス

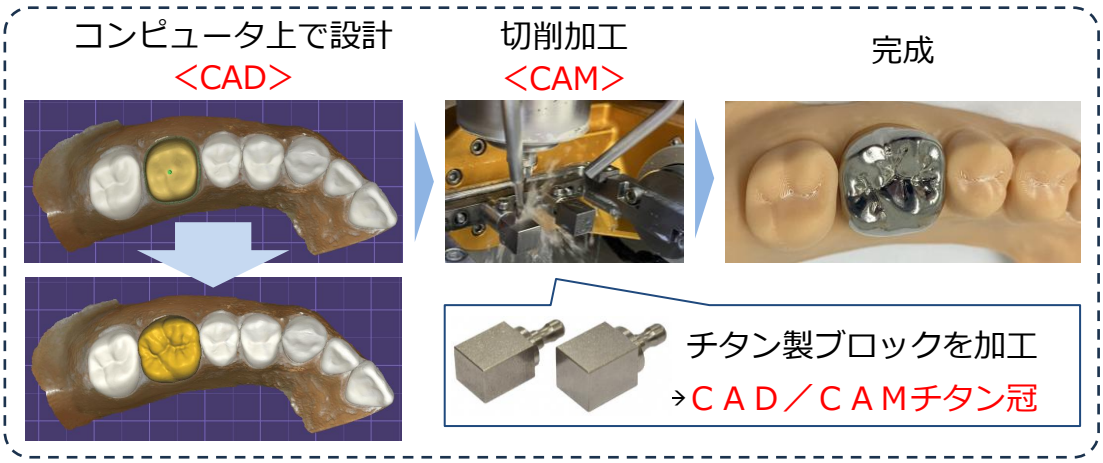
なし。

製品概要

1 販売名	ベレッツァ　チタン
2 希望企業	株式会社　ニッシン
3 使用目的	歯科補綴物を製作するため、歯科用技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて、切削加工を行う、チタン製ブロックである。
4 構造・原理	

製品特徴

- 本品の材質は純チタン2種、形状は台座付きブロック形状であり、コンピュータ支援設計・製造ユニットを使用した、切削加工による、歯科補綴物の製作を目的とする。
- 対象は、大臼歯において、う蝕、歯質欠損、失活歯、既存修復物の再治療等により、全部被覆冠による歯冠修復を必要とする単独冠症例である。



臨床上の有用性・安全性

- 本申請品は、従来の鋳造法により製作するチタン冠に使用されている、純チタン2種と同じJIS規格に適合し、規格要求を満たすとともに、観察期間において不具合が認められず、既存治療に比べて同等以上の結果が得られている。
- レジンブロックによるCAD／CAM冠と比較して、
 - ✓必要な材料厚さや支台歯形成条件の確保又は過度な咬合圧の回避が困難である場合に、本製品が選択肢となる。
 - ✓支台歯形成条件の確保が困難な症例において、全部金属冠に準じた支台歯形成が可能であることから、過度な歯質削除を避け、残存歯質の保存に寄与する。

適応範囲

- 大臼歯の全部金属冠による歯冠修復